

新	旧
<p data-bbox="152 225 1113 293">令和6年度東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金交付要綱</p> <p data-bbox="651 341 1113 491" style="text-align: right;">令和6年3月28日 5福祉障地第1059号 <u>令和6年5月30日</u> <u>一部改正 6福祉障地第264号</u></p> <p data-bbox="152 576 627 608">第1条から第4条まで（現行どおり）</p> <p data-bbox="168 660 539 692">（対象となる施設及び事業所）</p> <p data-bbox="152 703 1113 1070">第5条 本事業の対象となる事業所は、東京都内で実施要綱第3条及び本交付要綱別表1に定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という。）に定める障害福祉サービス、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援及び児童福祉法に定める障害児通所支援及び障害児相談支援並びに障害児入所支援を行う施設及び事業所とする。ただし、国又は地方公共団体が設置する施設又は事業所（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）は原則として除くものとする。</p> <p data-bbox="168 1198 394 1230">（対象となる職員）</p> <p data-bbox="152 1241 943 1273">第6条 この事業の対象となる職員は、次に定める者とする。</p> <p data-bbox="185 1284 356 1316">1 雇用形態</p> <p data-bbox="208 1321 1113 1430">第5条で定める施設又は事業所を運営する法人（以下「事業者」という。）から直接雇用を受け、当該施設又は事業所において勤務する職員であること。<u>なお、勤務形態（常勤又は非常勤並びに専従又は兼</u></p>	<p data-bbox="1144 225 2105 293">令和6年度東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1798 341 2105 416" style="text-align: right;"><u>令和6年3月28日</u> <u>5福祉障地第1059号</u></p> <p data-bbox="1144 576 1503 608">第1条から第4条まで（略）</p> <p data-bbox="1160 660 1532 692">（対象となる施設及び事業所）</p> <p data-bbox="1144 703 2105 1150">第5条 本事業の対象となる事業所は、東京都内で実施要綱第3条及び本交付要綱別表1に定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という。）に定める障害福祉サービス、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援及び児童福祉法に定める障害児通所支援及び障害児相談支援並びに障害児入所支援を行う施設及び事業所とする。ただし、国又は地方公共団体が設置する施設又は事業所（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）は原則として除くものとする。<u>また、総合支援法第41条の2第1項の規定による「共生型障害福祉サービス」及び児童福祉第21条の5の17第1項の規定による「共生型通所支援」は除くものとする。</u></p> <p data-bbox="1160 1198 1386 1230">（対象となる職員）</p> <p data-bbox="1144 1241 1935 1273">第6条 この事業の対象となる職員は、次に定める者とする。</p> <p data-bbox="1180 1284 1350 1316">1 雇用形態</p> <p data-bbox="1202 1321 2105 1430">第5条で定める施設又は事業所を運営する法人（以下「事業者」という。）から直接雇用を受け、当該施設又は事業所において勤務する職員であること。ただし、事業者から直接給与を受けていない職員（派</p>

務)は問わないが、事業者から直接給与を受けていない職員（派遣職員）は対象外とする。

2（現行どおり）

3 勤務時間数

勤務する施設又は事業所において福祉・介護職員としての業務に係る所定労働時間が週20時間以上又は月80時間以上であること。また、所定労働時間が週20時間未満かつ月80時間未満である場合又は所定労働時間の定めのない場合は、実労働時間が週20時間以上又は月80時間以上であること。

4 管理者等の取扱い

第5条で定める施設又は事業所の管理者は、福祉・介護職員として週20時間以上又は月80時間以上勤務している場合は対象とする。また、所定労働時間が週20時間未満かつ月80時間未満である場合又は所定労働時間の定めのない場合は、実労働時間が週20時間以上又は月80時間以上であること。

5 役員（法人代表者を含む。）の取扱い

事業者における役員（法人代表者を含む。以下「役員」という。）においては、福祉・介護職員としての業務に係る実労働時間が週20時間以上又は月80時間以上である者のみ対象とする。

第6条第6項から第7条第3項まで（現行どおり）

4 対象職員への障害福祉サービス等居住支援特別手当支給額

対象職員への障害福祉サービス等居住支援特別手当支給額は以下のとおりとする。

ただし、事業者における就業規則又は給与規程等（従業員が10人未満の法人における従業員ごとの労働条件通知書を含む。）において、以下に定める支給額と異なる額を定めることを妨げるものではない。

遣職員）は対象外とする。

2（略）

3 所定労働時間

勤務する施設又は事業所において福祉・介護職員としての業務に係る所定労働時間が週20時間以上であること。なお、勤務形態（常勤又は非常勤並びに専従又は兼務）は問わない。

4 管理者等の取扱い

第5条で定める施設又は事業所の管理者は、福祉・介護職員として週20時間以上勤務している場合は対象とする。

5 役員（法人代表者を含む。）の取扱い

事業者における役員（法人代表者を含む。以下「役員」という。）においては、福祉・介護職員としての業務に係る実労働時間が平均週20時間以上である者のみ対象とする。

第6条第6項から第7条第3項まで（略）

4 対象職員への障害福祉サービス等居住支援特別手当支給額

対象職員への障害福祉サービス等居住支援特別手当支給額は以下のとおりとする。

ただし、事業者における就業規則又は給与規程等（従業員が10人未満の法人における従業員ごとの労働条件通知書を含む。）において、以下に定める支給額と異なる額を定めることを妨げるものではない。

- (1) 本要綱第6条に定める対象となる職員一人当たり月額10,000円とする。
- (2) 勤続年数が同一法人内で1年目から5年目までの福祉・介護職員（役員を除く。）へは月額10,000円を加算する。この加算は、雇用を開始した月に係る分から引き続く60か月目に係る分までを支給するものとする。

第8条から第17条まで（現行どおり）

附 則（5福祉障地第1059号）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 施行日から令和7年3月31日までの間、事業者が第7条第1項の規定に定める就業規則又は給与規程等を整備した場合は、令和6年4月から就業規則又は給与規程等が整備されるまでの期間に係る障害福祉サービス等居住支援特別手当を、複数月分まとめて支給することができる。

附 則（6福祉障地第264号）

この要綱は、令和6年5月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表1（現行どおり）

別表2 補助対象経費及び補助金額の算定方法（第8条関係）

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率	4 補助金の額の算定方法
本要綱第7条に定める障害福祉サービス等居住支援特別手当の支給に係る経費	(1) 本要綱第6条に定める対象となる職員一人当たり月額10,000円 (2) 勤続年数	10/10	第1欄に定める補助対象経費と第2欄に定める補助基準額を比較して少ない方

- (1) 本要綱第6条に定める対象となる職員一人当たり月額10,000円とする。
- (2) (1)に加え、勤続年数が同一法人内で1年目から5年目までの福祉・介護職員（役員を除く。）へは月額10,000円を加算した額とする。この加算は、雇用を開始した月に係る分から引き続く60か月目に係る分までを支給するものとする。

第8条から第17条まで（略）

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 施行日から令和7年3月31日までの間、事業者が第7条第1項の規定に定める就業規則又は給与規程等を整備した場合は、令和6年4月から就業規則又は給与規程等が整備されるまでの期間に係る障害福祉サービス等居住支援特別手当を、複数月分まとめて支給することができる。

別表1（略）

別表2 補助対象経費及び補助金額の算定方法（第8条関係）

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率	4 補助金の額の算定方法
本要綱第7条に定める障害福祉サービス等居住支援特別手当の支給に係る経費（以下「手当支給経費」とい	(1) 本要綱第6条に定める対象となる職員一人当たり月額10,000円 (2) (1)に加	10/10	第1欄に定める補助対象経費と第2欄に定める補助基準額を比較して少ない方の額に、第3

<p>(以下「手当支給経費」という。)及びその支給に伴って事業者へ納付の義務が生じる社会保険料の雇用主負担に係る経費相当分(手当支給経費に15パーセントを乗じた額)</p>	<p>が同一法人内で1年目から5年目までの職員(役員を除く。) <u>一人当たりの加算額月額</u>10,000円 (3)社会保険料雇用主負担額に相当する額として上記(1)及び(2)の合計額に15パーセントを乗じた額</p>		<p>の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。</p>		<p>う。)及びその支給に伴って事業者へ納付の義務が生じる社会保険料の雇用主負担に係る経費相当分(手当支給経費に15パーセントを乗じた額)</p>	<p>え、勤続年数が同一法人内で1年目から5年目までの職員(役員を除く。) <u>へは月額</u>10,000円を<u>加算した額</u> (3)社会保険料雇用主負担額に相当する額として上記(1)及び(2)の合計額に15パーセントを乗じた額</p>		<p>欄に定める補助率を乗じて得た額。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。</p>
--	--	--	--	--	---	--	--	--

別記 補助条件
第1から第11まで(現行どおり)

1.2 他の補助金等との重複の禁止
障害福祉サービス等職員居住支援特別手当の支給を受けこの補助金の交付対象となるものと対象を重複して、障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ支援事業実施要綱(平成30年3月8日付29福保障地第1555号)に基づく助成金、介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業実施要綱(令和6年3月19日5福祉高介第1556号)に基づく補助金等、都の居住支援事業の補助金の交付を受けてはならない。

別記 補助条件
第1から第11まで(略)

1.2 他の補助金等との重複の禁止
障害福祉サービス等職員居住支援特別手当の支給を受けこの補助金の交付対象となるものと対象を重複して、障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ支援事業実施要綱(平成30年3月8日付29福保障地第1555号)に基づく助成金等、都の居住支援事業の補助金の交付を受けてはならない。